

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策 P T 事務局次長 就任

- 表現の自由や匿名表現の自由も守っていく立場から、事務局次長として提言まとめる

匿名表現の自由を必死に守りました

表現の自由に十分に配慮した上で、「被害者救済」の実効性の強化が図られるようバランスをとっています。具体的には発信者情報開示制度の円滑化や、侮辱罪など刑事上の対応強化も盛り込んでいます。



インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて【提言】 自由民主党政務調査会 デジタル社会推進特別委員会 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT(令和2年6月)

背景
OSNSの普及に伴い、ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は年々増加。子どものネットいじめ、新型コロナウイルスによる医療者・事業者等に対する被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者も発生し、問題が深刻化。
○現行でも、プロバイダ責任制限法(プロ責法)上の権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性ある対策となっていない。
○被害の増加に対し、諸外国では制度改正により対策を強化しているが、日本は長年制度改正を行っていない。

対策 表現の自由を十分配慮しつつ「被害者救済」の実効性を強化

民事上の対応の強化

- ・対処すべき個人の権利侵害の明確化(判例、裁判外の事例を踏まえた法制度、ガイドライン等による具体化)
- ・発信者情報開示の円滑化(煩雑な手続、発信者特定の技術的困難等の克服に向けた、仮処分等の司法手続の活用、開示請求の要件緩和、情報開示対象の追加(電話番号等)、アクセスログの保存期間の延長(現行は僅か3~6か月)等)
- ・プロバイダの迅速な削除の促進(免責規定の見直し等)
- ・被害者の「泣き寝入り」防止に向けた海外事業者への送達手続の迅速化、適正な損害賠償額の算定等

刑事上の対応の強化

- ・誹謗中傷等に対する刑事罰の見直し(例:侮辱罪は刑法で最も軽い拘留(30日未満)・科料(1万円未満))
- ・集団での誹謗中傷等の悪質事案に対する積極的捜査と科刑の適正化(例:ネットリンチ)

ネットモラルの理解促進、相談対応強化

- ・ネットモラル(発信者の責任等)に関する官民連携での理解促進
- ・学校教育における取組強化(道徳教育、学習指導要領等への更なる反映)
- ・プロバイダの協力促進(権利侵害情報のブロックに向けた禁止事項等のポリシーの明示・措置の徹底の強化、ユーザーへの啓発活動等)
- ・被害者の負担軽減に向けた相談対応の強化

人権擁護機関等による対応の強化

- ・公的機関(法務省人権擁護機関や自治体等)によるプロバイダへの削除・開示請求への協力の実効性の強化に向けた、制度規定や運用の見直し(現行ではプロバイダの任意協力は僅か6割程度)